

# インド愛知デスク ニュース

## ◆◇インド法務◇◆

### ～インドの中小零細企業開発法 (MSME 法) について～

2022 年 2 月

インドには、中小零細企業を保護し、その発展や競争力強化を促進するための法的枠組みとして、2006 年中小零細企業開発法 (Micro, Small and Medium Enterprises Development Act, 2006) (以下「MSME 法」という法律が存在します。

インド経済において、中小企業や零細企業は非常に大きな役割を担っています。2020 年 7 月の現地報道<sup>1</sup>によると、MSME 法で定義<sup>2</sup>される「中小零細企業」の数は、インドの企業全体の 99%に及ぶとされています。ちなみに、定義は異なりますが、日本の中小企業基本法で定義される「中小企業」及び「小規模事業者」が日本の企業全体に占める割合は、日本の中小企業庁の発表によると、2016 年 6 月時点で 99.7%に及びます。これらの数字から、日本もインドもそれぞれが定義する中小以下の規模の事業者の存在や、それらに対する政策的支援が、自国の経済にとって非常に重要であることがわかります。

MSME 法は、このようにインド企業の 99%を対象としている以上、日系企業がインドで事業を行うにあたって理解しておくべき重要な法律であると言えます。

インド政府による中小零細企業に対する支援や保護を促すべく、MSME 法は、中央政府や州政府の権限や義務を明らかにし、無担保融資の制度や補助金について定めていますが、これらに加えて、私人間の契約内容や紛争解決に直接影響を与えるルールも定めています。本レポートでは、後者の内容についてご紹介します。

#### 1. 中小零細企業の定義

インド政府は、2020 年 5 月に、コロナ禍の影響を受けた経済対策として中小零細企業に対する支援策を発表しましたが、この時、同時に、支援対象となる MSME 法上の「中小零細企業」の定義の変更を発表しました。かつては製造業とサービス業とで異なる定義が用いられていましたが、新しい定義

<sup>1</sup> タイムズオブインディア紙より：

[https://timesofindia.indiatimes.com/business/india-business/99-businesses-in-india-now-in-msme-category/articleshow/76844933.cms?utm\\_medium=referral&utm\\_campaign=iOSapp](https://timesofindia.indiatimes.com/business/india-business/99-businesses-in-india-now-in-msme-category/articleshow/76844933.cms?utm_medium=referral&utm_campaign=iOSapp)

<sup>2</sup> 後述する 2020 年 7 月 1 日付で変更された新定義に基づきます。

では業種による区別がなくなりました。変更前と変更後の定義は以下の通りです。定義の変更は2020年7月1日に発効しています。

【変更前】

| 業種    | 零細 (micro) 企業       | 小規模 (small) 企業               | 中規模 (medium) 企業             |
|-------|---------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 製造業   | 工場・機械への投資額が250万Rs以下 | 工場・機械への投資額が250万Rs超5,000万Rs以下 | 工場・機械への投資額が5,000万Rs超1億Rs以下  |
| サービス業 | 設備への投資額が100万Rs以下    | 設備への投資額が100万Rs超2,000万Rs以下    | 設備への投資額が2,000万Rs超5,000万Rs以下 |

【変更後】

| 業種   | 零細 (micro) 企業                            | 小規模 (small) 企業                   | 中規模 (medium) 企業                   |
|------|--|----------------------------------|-----------------------------------|
| 区別なし | 工場・機械又は設備への投資額が1,000万Rs以下かつ売上が5,000万Rs以下 | 工場・機械又は設備への投資額が1億Rs以下かつ売上が5億Rs以下 | 工場・機械又は設備への投資額が5億Rs以下かつ売上が25億Rs以下 |

従前、中小零細企業に該当する場合は、EM (Entrepreneurs Memorandum) というファイリングを行ってそれぞれのカテゴリーとしての登録をする必要がありましたが、2021年7月1日からは「Udyam Registration」という簡易なオンライン登録制度が始まっています。MSME法に基づく保護や支援の対象となるためには、中小零細企業として登録しておく必要があります。

## 2. 小規模・零細企業に対する支払を確保するためのルール

中小零細企業のうち、特に財産的基盤の弱い小規模・零細企業は、契約相手方による支払遅延が生じるとすぐに資金繰りに窮してしまうことが懸念されます。そこで、MSME法では、小規模・零細企業に対する支払いを確保するためのルールや、紛争を迅速に解決するための手続が定められています。支払いを確保するためのルールという点は、日本における下請法と似た発想による制度であると評価できます。

### (1) 支払期日に関するルール

MSME法15条は、小規模・零細企業に対して行われる支払の支払期日に関するルールを以下のように定めています。

- ① 支払期日の合意がある場合、かかる合意支払期日までに代金を支払わなければならない。ただし、合意による支払期日は「受領日」(day of acceptance) から45日を超えてはならない。
- ② 「受領日」とは、実際の商品の引渡日・サービスの履行日から15日以内に債権者が書面で異議を

述べなかった場合は、実際の商品の引渡日・サービスの履行日をいい、実際の商品の引渡日・サービスの履行日から 15 日以内に相手方が書面で異議を述べた場合は、かかる異議が取り消された日をいう。

- ③ 支払期日の合意がない場合、受領日から 15 日を経過した日の翌日が法定の支払期日 (appointed day) となる。

## (2) 遅延利息に関するルール

MSME 法 16 条では、小規模・零細企業に対する支払が遅延した場合は、合意支払期日の翌日又は法定支払期日から、インド中央銀行 (RBI) の定める政策金利の 3 倍の利率<sup>3</sup>での遅延利息が適用されると定められており、この規定は、当事者間の合意に優先するとされています。

## (3) 特別な紛争解決手続

MSME 法 18 条は、小規模・零細企業に対する支払に関する紛争を迅速に解決するため、特別な紛争解決手続を定めています。

契約又は法定のルールに従った支払いがなされない場合、小規模・零細企業は、自らの所在地に設置された小規模零細企業促進協議会 (MSEFC : Micro and Small Enterprises Facilitation Council) に申立てを行うことができます。通常の民事訴訟では被告、すなわち支払義務を負う債務者の所在地が管轄となりますが、MSEFC の管轄は、小規模・零細企業の所在地が管轄となっており、小規模・零細企業にとって申立てしやすい設定となっています。

申立てがなされた場合、MSEFC は、双方当事者に通知を行った上で、調停による解決を目指します (他の調停機関に解決を委ねることもできます)。調停が不調に終わった場合、MSEFC は、申立てを認容するか棄却するかを判断し、認容する場合には仲裁による解決を目指します (他の仲裁機関に解決を委ねることもできます)。この仲裁の管轄も、小規模・零細企業の所在地に基づいて定められます。ここでの仲裁判断に対する不服申立ては認められません。

ただし、インドの調停仲裁法上、手続違反や公序良俗違反などの場合には、仲裁判断の取消し (set aside) を裁判所に求めることができるとされています。しかし、MSME 法は、かかる申し立てを債務者側が行うには、仲裁判断において支払いが命じられた金額のうち 75% を預託することを義務付けることで、制約を課しています。また、裁判所の手続に乗せられた場合も、裁判所は、適切と認めた場合、手続進行中にこの預託金を小規模・零細企業に対して支払うよう命じることができます。

また、MSME 法 18 条は、調停も仲裁もそれぞれ 90 日以内に集結することを求めています。一般に、インドの裁判手続は非常に時間がかかるため、各段階で 90 日以内というのは、通常の手続と比べて極めて迅速な手続であるといえます。

<sup>3</sup> 2021 年 12 月の金融政策決定会合で政策金利は 4% に据え置かれましたので、これに基づくとその 3 倍の 12% が適用利率となります。

(4) 支払遅延をモニタリングするためのポータルサイト

上記(3)に加えて、2017年10月30日からは、MSME Samadhaan Portal（支払遅延モニタリングシステム：Delayed Payment Monitoring System）<sup>4</sup>というポータルサイトが設けられ、支払遅延の情報をオンラインで登録するという簡便な方法で紛争解決手続の申立てを行うことができることになりました。

このポータルサイトでは、申立件数・解決件数等の統計情報も確認でき、また識別番号を入力することで、自分が申し立てた案件の進捗状況を確認することもできます。

(5) 報告義務

さらに、MSME法22条は、年次の会計監査を義務付けられる者に対して、その計算書類の中で、会計年度末時点における小規模・零細企業に対する債務（元本と利息）の額を報告するように義務付けています。

これに加えて、インド政府による2019年1月22日付の通達で、小規模・零細企業に対する未払債務を有する会社に対して、通達から30日以内にMSME Form 1という様式を通じて支払遅延の詳細について報告するように求め、かつ、その後も、全ての会社に対して、半期毎に、小規模・零細企業に対する未払債務（元本と利息）の額と支払遅延の理由について報告することを義務付けました。報告を懈怠した場合の罰則として、法人に対する25,000ルピー以下の罰金と、取締役に対する6ヶ月以下の懲役又は25,000～300万ルピーの罰金が定められています。

### 3. まとめ（MESE法の日系企業に対する影響）

インドで活動する日系企業は、まず、自身が中小零細企業に該当する場合には「Udyam Registration」登録義務があることにご注意ください。登録後は、インド政府や州政府による中小零細企業に対する支援策の対象となる可能性があります。

さらに、自身が小規模・零細企業に該当する場合には、以上に述べたようなMSME法に基づく小規模・零細企業に対する支払いを確保するためのルールの保護を受け、債権回収時に紛争を迅速に解決するための手続を活用することが考えられます。

最後に、日系企業が小規模・零細企業を取引相手としている場合には、年次及び半期毎の報告が必要とされる場合がありますので、その点にもご注意ください。

---

<sup>4</sup> [https://samadhaan.msme.gov.in/MyMsme/MSEFC/MSEFC\\_Welcome.aspx](https://samadhaan.msme.gov.in/MyMsme/MSEFC/MSEFC_Welcome.aspx)

◆◇ 発行情報 ◇◆

インド愛知デスク

■発行元

2021 年度インド愛知デスク運營業務受託者： 松田綜合法律事務所（担当：弁護士 久保達弘）

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6 番1 号 朝日生命大手町ビル7階

TEL: 03-3272-0101（代表） FAX: 03-3272-0102

URL: [www.jmatsuda-law.com](http://www.jmatsuda-law.com)

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更は下記アドレスにご連絡下さい。

[aichidesk@jmatsuda-law.com](mailto:aichidesk@jmatsuda-law.com)